

内閣参質一六四第五六号

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出国際的な違法伐採対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

●

参議院議員喜納昌吉君提出国際的な違法伐採対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の共同声明を踏まえ、その後の主要国首脳会議の場で種々の検討が行われた結果、昨年七月のグレンイーグルズ・サミットにおいて合法的な木材を優先する公共木材調達政策の奨励等について合意されたところであり、今後とも、違法伐採に対処する方法に関する検討を進めてまいりたい。

二について

「平成十一年度林業の動向に関する年次報告」（平成十二年四月七日閣議決定）において、「持続可能な森林経営とは、森林生態系の健全性を保ちつつその活力を活用し、森林に対する多様な要請に持続的に対応していけるような森林の取扱いである」とされている。

三及び四について

アジア森林パートナーシップ、森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合、国際熱帯木材機関理事会等の様々な国際会議の場において、パプアニューギニアを含む関係諸国との間で違法伐採に関する情報の共有を図っており、今後とも、違法伐採の実態把握等に努めてまいりたい。

五及び六について

第四回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議では、森林資源の適切な利用の問題について議論が及ぶ可能性がある。

七について

違法伐採問題については、主要国首脳会議の場で議論されてきているほか、アジア森林パートナーシップ、森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合、国際熱帯木材機関理事会等の場において、諸外国との間で情報の共有を図っているところであり、今後ともこのような場において議論してまいりたい。